

令和元年度 公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構  
国内特許等出願費補助金 【第二次募集】  
— 公 募 要 領 —

—国内特許等の出願を行う中小企業者に経費の一部を助成します!—  
—コーディネーターによるハンズオンサポートも受けることができます!—

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構では、国内の特許出願等を行う浜松市内の中小企業者等に対して、事業展開を拡大し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図る目的で、経費の一部を助成します。また、財団コーディネーターによる多岐に渡るサポートを受けることができます。

### 1 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者、個人事業者又はそれらで構成される共同体
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- (4) 当該年度に国内特許等出願費に係る本補助金の交付決定を受けていないこと
- (5) 反社会的勢力に関わっていないこと

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条1項に規定する範囲とします。

### 2 補助対象事業

令和元年4月1日から令和2年2月末日までの間に申請が完了する(1)～(3)に該当する出願を対象とし、補助対象年度内に事業が完了するもの。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に基づく特許出願
- (2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に基づく実用新案登録出願
- (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠登録出願

※ 1申請1出願とします。（複数の出願をまとめて1つの申請とすることはできません。）

※ 他の団体等から助成を受ける場合は、その金額を補助金交付額から控除します。

### 3 補助対象経費

- (1) 出願に必要な特許庁手数料
- (2) 出願に必要な代理人費用

※ 各種税金、振込手数料、通信費、先行技術等の調査費用、出願審査請求費用及び実用新案出願における1～3年の登録料等は補助対象外とする。

### 4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内 上限15万円

### 5 申請手続き等の概要

- (1) 受付

第二次公募開始 令和元年8月19日(月)

公募締め切り

令和元年9月20日(金)午後5時30分 ※必着

受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで（祝日除く）

(2) 提出書類

- ・交付申請書（第1号様式）
- ・定款の写し、履歴全部事項証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
- ・直近2期分の決算書
- ・市納税証明書
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ・補助対象経費の見積書の写し
- ・先行技術等の調査結果が確認できるもの
- ・共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
- ・暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- ・その他機構が必要と認める書類

(3) 採択の決定

書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。

(4) 通知

採択又は不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。

(5) 申請受付先及び問合せ先

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 大河原、石井

TEL : 053-489-8111 / FAX : 053-450-2100

URL : <https://www.hai.or.jp/> E-mail : [search@hai.or.jp](mailto:search@hai.or.jp)

国内特許等出願支援事業費補助金の流れ（令和元年度 二次募集）



8/19~9/20 9月下旬 10月上旬

## ハンズ オン サポート

～ コーディネーターによるきめ細やかなアドバイスをを行います ～

本補助金の採択にかかわらず、公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターが、中小企業者の特許出願等の取り組みに対するサポートを継続的に行います。また、中小企業者の希望により、弁理士等の専門家派遣制度を活用し、専門家のアドバイスを受けることもできます。

また、特許出願後の出願審査請求料、特許料の特許庁料金に関する中小企業向け「減免制度」の活用などについても支援します。

お気軽にご相談下さい。

### ハンズ オン サポートの概念図

